令和6年度北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会 の開催について

次のとおり標記専門部会を開催いたします。

1

日 時 令和6年(2024年)12月12日(木) 13時30分から

場所、北海道博物館、講堂

次 第

- 1 開会
- 2 館長あいさつ
- 3 北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会委員紹介
- 4 議題
 - (1) 令和6年度第1回及び第2回北海道立総合博物館協議会実施報告
 - (2) 令和5年度アイヌ民族文化研究センター事業実施報告
 - (3) 令和6年度アイヌ民族文化研究センター事業経過報告(4~11月)
 - (4) 「新たな時代に対応する北海道立総合博物館のあり方について」 (答申策定に向けた協議の経過について)
 - (5) 北海道博物館 第3期中期目標・計画(素案)について (アイヌ民族文化研究センター事業を中心に)
 - (6) その他

5 閉会

その他

本専門部会を傍聴する場合は、「北海道立総合博物館協議会傍聴要領」を遵守してください。

傍聴を希望する方は、12月12日(木)13時20分までに会場にお越しください。なお、受付は先着順とし、定員の20名に達した場合は受付を終了します。

本専門部会に関する連絡先

北海道博物館 総務部企画グループ

担当:遠藤志保、鈴木明世電話:011-898-0456 FAX:011-898-2657

北海道立総合博物館協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道立総合博物館協議会(以下「協議会」という。)の会議(部会の会議を含む。)の 傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、協議 会会長の許可(部会においては部会長の許可)を得た上で、事務局の指示に従って会 場に入室してください。
- (2) 傍聴者は 20 名以内とします。傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第 受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、協議会会長(部会においては部会長)が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 会議において、ビラ、チラシ等の配付はできません。
- (5) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害したりするようなことはできません。

3 傍聴することができない方

- (1) 酒気を帯びていると認められる方
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している方
- (3) 前2号のほか、会長において傍聴が不適当と認める方

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。 おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。